



## スポーツクラブ21 — クラブ紹介 —

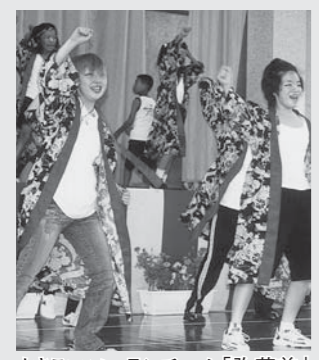
スポーツクラブ21八上 代表 <sup>いそがわ まさとし</sup>五十川 正俊さん 250人 ☎552-3632

### 地域社会での連携と交流を進め クラブの充実や活性化をめざす

発足から三年目を迎えた「スポーツクラブ21八上」では、わきあいあいとした雰囲気の中で、仲良く、元氣いっぱい活動されています。同クラブでは、子どもたちから年配の方たちまで、多様なスポーツ活動を通じて、世代間交流を進め、地域社会の連携をさらに高めて行くことと取り組まれています。五十川会長は、「地域の誰もが参加してみて楽しかったと思えるクラブをめざしています」と話されています。



今年度、初めて取り組まれた親睦行事「天橋立ウオーキング」。メンバーの皆さんは、全長3.6キロある砂浜を2時間かけてウオーキングされました



よさこいソーランチーム「弥華美」は、踊りを通じて地域を盛り上げています

トバレー、少年少女ソフトボール、少年少女ドッジボールに取り組まれている同クラブ。中でも、グラウンドゴルフは大会に積極的に参加されたり、交流大会を開いて互いの親ほくを深められたりするなど、活動はとて熱心で活発です。このほか、よさこいソーランチーム「弥華美」は、さまざまな地域イベントに引っ張りだこ。市内をはじめ市外のイベントにも特別ゲストとして出演されるなど、活動の輪を広げられています。ところで、同クラブでは、校区の皆さんにクラブに親しんでもらおうと、今年度初めてウオーキング大会を行われました。「大会では、天橋立の景色を眺めながらウオーキングを行い、互いの交流を深めることができました」と五十川会長。続けて、「来年度も新たな事業を企画していますので、多くの皆さんに参加いただきたいと思えます。また、今後は大会に積極的に参加するなど、種目の活性化に取り組みたいです」と話されています。



## はばたん通信

スポーツ振興課 ☎552-8681 Fax 552-2196

のじぎく兵庫国体にご支援、ご協力いただきありがとうございました

### 春のホッケーシーズンを告げる大会 第5回「ささやまカップ」開催



昨年の「ささやまカップ」の熱戦の様子

4月21日(土)・22日(日)の2日間、篠山総合スポーツセンター人工芝グラウンドで、第5回「ささやまカップ」(篠山市ホッケー協会主催)を行います。

「ささやまカップ」とは、「のじぎく兵庫国体」の開催決定を契機に、平成15年に設立した市ホッケー協会が毎年開催しているものです。前回大会では、近畿だけでなく北信越、東海、中国地方からの中学生チームなど40チームが出場。今では、春のホッケーシーズンの開幕を告げる大会として定着してきました。

今大会で行う種別は、一般高校男子、一般高校女子、中学男子、中学女子の4種別。一般高校の部には、社会人男子チームの「篠山ブラックビーンズ」や、国体にも出場した

「篠山鳳鳴高等学校ホッケー部」が、中学の部には「篠山市中学校ホッケー部」が出場します。皆さんの温かい声援をよろしく願います。

### ホッケーにふれてみよう! ホッケー用具を貸し出します

篠山総合スポーツセンターでは、「のじぎく兵庫国体」の開催競技となったホッケーの普及をさらに進めるため、ホッケー用具を貸し出します。

通常使用されているグラウンド用のスティックのほか、誰もが身近にホッケー競技に親しんでいただけるよう、比較的扱いやすいインドア用のスティックも用意しています。ホッケーに興味のある皆さん、スポーツ団体の活動や親睦行事など、さまざまなシーンでホッケーを取り入れてみてはいかがでしょうか。

#### ■貸し出し用具

- グラウンド用=スティック、ボール
- インドア用=スティック、ボール、ゴール

#### ■問い合わせ

篠山総合スポーツセンター ☎552-8681



インドア用のホッケー用具

### 情報化社会と人権



# 人権

急激な情報化社会の進展に伴い、インターネットの普及が急増しています。インターネットは、人と人、人と情報をつないで豊かな社会をつくる「文明の利器」ではありますが、使い方を一歩間違えると、人と人のきずなを断ち切る「凶器」に変わってしまいます。

最近、自分の顔や姿を見られることもなく、誰もが匿名で自由に発言できるというインターネットの性質を悪用した人権侵害が増加しています。

例えば、インターネット掲示板への悪質な書き込みや、インターネット・ストーリーカーによる嫌がらせ、自殺サイトやポルノ画像の横行など、数多くの問題が起きています。これらの多く

は、根拠のない悪口で他人の名誉を汚し、おとしめる行為で、刑事上では信用棄損罪、名誉棄損罪、侮辱罪となる可能性があります。民事上でも名誉棄損、プライバシーの侵害に該当することもあります。

また、インターネット上に、部落差別に関する書き込みがされたり、電子版「部落地名総鑑」が発覚したりするなど、今なお、部落差別根絶に対する取り組みにとって許し難い問題が起きています。強力な情報発信力を持つ放送事業者などは、審査委員会を設置して自主規制していますが、個人のインターネット利用については、野放し状態で、モラルや倫理、エチケットなど、個人の良識に頼らざるを得ないのが現状です。

インターネットは、人間が人間として物質的にも精神的にも豊かに生きていくための情報手段、つまり道具に過ぎません。今後ますます進歩していくことが予想される情報化社会。この社会に生きる私たちは、ただ単に手放して利便性を追求するのではなく、その危険性にも考えを及ぼし、豊かな人間関係づくりのために活用していかなければなりません。

■問い合わせ 人権推進部指導 啓発課 ☎552-6926